

27年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要

CISTEC におきましては、ここ数年間の間に、情報提供、調査研究、出版、研修会、データベース、相談等の主要事業について、皆様方のニーズを踏まえた一連の改善措置を講じてまいりました。大きな改善事項については概ね実現しつつあるかと考えておりますが、この2～3年は、より中期的視点に立った取り組みを行っているところです。

以下、27年度に実施したサービス充実、事業成果等の概要と予定等をご紹介します。

1. 規制合理化実現

輸出管理は国際的な平和と安全の確保のために重要な取り組みではありますが、他方で、その運用次第では、企業の負担を重くし、国際競争力の低下につながるおそれもありますので、不断の規制見直しと継続的な緩和の働きかけが重要です。これまでの、関係委員会からの継続的な働きかけや、CISTEC ジャーナル（規制合理化特集を組むなど）等を通じた CISTEC からの働きかけの結果、短期的に解決できる業界共通の課題については相当数が解決してきていますが、27年度についても、下記のような合理化が実現しております。

○ 市販暗号装置又は暗号プログラムの市販前の非該当化の実現

平成24年8月、市販暗号装置、暗号プログラムは、「該当であるものの特例により許可不要となる」取り扱いから、「非該当」の判定ができるようになりました。この時点では、産業界にとって該当品目になる範囲が著しく減ること、また、産業界にとっては許可を必要とする範囲を変えないことで、官民ともに受け入れやすい条件で合意形成が図られました。

しかしながら、元々、暗号特例の適用範囲外であった市販前の試作品等（認証試験、現地評価のもの、セールスサンプル等）に関しては、量産品と同様の仕様であっても該当で許可が必要との運用が継続されました。そのため、例えば携帯電話やインターネットTV等の明らかに市販を前提としている製品ジャンルのもので、「市販前の試作段階では該当」、「市販後は非該当」との運用になり、社内での複雑な手続きがそのまま継続され、

せつかく長年の要望が実現し、市販の製品が非該当になったにもかかわらず、十分な負担軽減とはなっていない現状がありました。

そこで、通信・情報セキュリティ分科会では平成24年度から3年間にわたって経済産業省に要望書を提出し、度重なる折衝を経て、一定の条件の枠内ではありますが、携帯電話やインターネットTV等の市販を前提とする製品ジャンルでは、市販前であっても非該当扱いができるという解釈運用が認められるに至りました、それが平成27年4月1日に経済産業省安全保障貿易管理ホームページに掲載された「<市販前製品／部分品の市販暗号除外適用>」というQ&Aです（Q&Aの「8. コンピュータ、エレクトロニクス、通信関連」のQ&A21参照）。

これにより、企業の社内管理の一層の負担軽減が図られました。

○ 誓約書の署名者についての柔軟な運用

誓約書の署名者は、「需要者の代表者又は委任された者とする。」と規定されていますが、外国では、必ずしも代表権を有する者でなければいけないとは規定されておらず、我が国でも、2006年ごろまでは「輸出契約の当事者、法人の購買（調達）責任者又は貨物が設置される工場長等当該貨物と密接に関わりがあり、かつ管理責任を有すると認められる者は代表権を有する者と同等と扱う」との運用がなされていました。

制度・手続分科会では、こうした背景から、代表権を有する者の署名を取得することが困難なケースもあり、契約の署名者や貨物等を実際に管理する部門の責任者の署名も認めてほしいと要望いたしました。

その結果、「加えて、取締役会のメンバーであって、輸出貨物・提供技術を用いた事業の代表者としてふさわしい者についても「法人の代表権を有する者」として認めることとします。」とのQ&Aが掲載され、一定の柔軟な運用が認められることになりました。

○ グループ企業向けモデルCPの導入の実現

自主管理分科会より、グループ企業モデルCPの導入を経済産業省に働きかけた結果、これが認められる見込みとなりました。これにより、CP届出済みのグループ企業内での企業再編により、新たなグループ企業が新設される場合のCPの新規届出時の受理票発行が迅速化されたり、統括会社がグループ企業個社の内容変更届けをとりまとめて安全保障貿易検査官室ができるようになることにより、その受理票発行が迅速化される等のメリットが生まれることとなります。

2. 中長期的課題に向けた取組の促進

○ 輸出規制品目番号国際化について

輸出規制品目番号の国際化に関しては、一定の進展がありました。当面の対応として、CISTEC で作業した貨物の読替表については、産業界、アジア等の当局にとって有益な情報であるとの観点から、CISTEC/HP 上に掲載し、経済産業省の安保管理の HP から、有用な参考になるものと言及の上、リンクを貼ることが検討されています。

なお、その後のステップについては、経済産業省において、従来案よりも問題をより本質的に解決するための方策の可能性を念頭に検討が進められる予定であると聞いており、今後の具体的な検討が待たれます。CISTEC としても、作成・提出した貨物の読替表を最新の EU 改正を反映するためのリバイス作業を急ぐとともに、引き続き輸出規制品目番号の国際化の進展をフォローしていきます。

○ 防衛装備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題についての要望書提出

防衛装備移転三原則については、一昨年4月の施行から約2年が経過し、その間、国家安全保障会議により移転が認められる事例も少しずつ蓄積されるなどの進展もあります。

産業界側から見た場合、防衛装備については、高騰する装備品調達コストの低減や安全保障体制強化のための基盤整備、防秘や輸出等の管理等様々な観点からそれぞれ課題があると思われませんが、CISTEC では、三原則に基づく安全保障輸出管理に係る外為法の運用の円滑な実施のための課題について関係企業からのヒアリングをもとに検討を加えてきており、経済産業省に説明してきています。

また、昨年8月には防衛装備移転手続等対応WGを設け、関係企業との意見交換や米国での制度運用の把握等を通じて、さらに課題の抽出と解決の方向性等について検討をしています。

これまで、課題の一部については、既に対応いただきつつある点もありますが、初期の商談対応や展示会出展等における手続き面を中心として、課題が少なからずあると考えており、経済産業省へ要望書を提出しました。

3. 輸出管理実務の効率化、合理化に向けた支援

各企業での輸出管理実務の効率化や合理化をサポートすべく、該非判定その他の審査や監査等の効率化や啓発資料の充実、社員のインセンティブ向上等のための施策を講じました。

○ 監査・体制整備支援事業

安全保障輸出管理において、体制整備及び規程等の制定は重要な第一ステップとなります。また、体制や規程が一応整備され、その運用がなされていたとしても、これらが適切なものでなければ、自主管理の実効性が問われ、更には法令違反につながる場合もあります。その場合には、輸出者等遵守基準に関する是正指導、包括許可の取消、当局からの制裁、社会からの指弾、刑事罰、更には株主代表訴訟等に発展するリスクがあります。自主管理の実施状況を総括的にチェックする定期的な監査が、これらリスクに対処し、輸出管理の実効性確保、更には企業の社会的評価の維持のためには不可欠です。

このため、27年度から監査支援サービスの本格実施を開始すると共に、これから安全保障輸出管理の体制を整備していこうと考えているが、どのように進めれば良いのか分からない、体制整備の支援をしてもらいたいとのご要望を多数いただいたことを受け、体制整備の支援サービスも開始しました。

○ WEBセミナーの改善

昨年7月より新たな専用機材を導入し、プレゼンテーション画面及び講師のプレゼンテーションを同時に直接録画することが可能となった結果、Webセミナー及びDVDの講義資料の画質が格段に向上し、細かい文字や図表そして色彩が繊細かつ鮮明に表現されるように大きく改善されました。

これにより、Webセミナー及びDVDを自己学習や社内研修により活用いただけるようになりました。

○ eラーニング教材の新規追加

スマートフォンなどで、気軽に輸出管理の基礎が学習できるようにSTC Advanced用のeラーニング教材とAssociate用のeラーニング教材（計3コンテンツ）を新規に公開いたしました。内部研修等にどなたでも無償でご利用いただけます。

また、従来のSTC Expert用入門セミナーをAdvanced用にも対応でき

るよう、内容を改善いたしました。

○ CHASER コーナーのコンテンツ拡充

CISTEC 顧客情報の収録対象として、新たなコンテンツを収録しました。このコンテンツは、中国顧客の公式ウェブサイト等の公開情報の中から、対中国輸出管理にとって有益と思われる情報をまとめた内容です。主な拡充内容としては、確認できた範囲ではありますが、顧客の英語アルファベット名称の他、中国語簡体字の名称や別名などが挙げられます。

本コンテンツを収録したことで、これまでは英語アルファベット文字列でしか検索できなかった中国顧客について、それらの一部は、中国語簡体字文字列でも検索できるようになりました。

4. シンクタンク機能の充実に向けた取組み

CISTEC では、シンクタンク機能を充実させるべく、この数年努めてきていますが、27 年度においては、特に以下の点に重点を置いて機能強化に努めています。

○ 中国の軍民融合等の最新動向の調査分析

日本にとって最大の貿易相手国である中国との取引を円滑にすることを目的として、中国の軍及び軍需産業の構造と軍事四証制度の詳細を解説すると共に中国企業などとの取引に係るリスクについて解説した「中国ビジネスに潜む軍事転用・拡散リスク・狙われる日本のハイテク民生技術」を発行しました。

なお、軍事四証制度に着目した対中国輸出管理の意義と課題を踏まえながら、経済・技術安全保障の一手段としての輸出管理のあり方についての考察を CISTEC ジャーナルでご紹介しました。

また、「中国産業動向」を海外輸出管理規制動向として新たに追加し、隔週で中国産業動向調査レポートを紹介すると共に、外国政府やシンクタンク等のレポート、中国展示会視察レポートも併せて紹介しています。

○ 北朝鮮制裁委員会報告書、米国の違反事案のフォロー、中露の宇宙開発を巡る動向等、分析

北朝鮮制裁専門家パネルによる第 6 回最終報告書、海外メディア等で報道又は公開されている米国違反事例や、日本を含むアジア・太平洋地域の安全保障に影響する中露の宇宙開発を巡る動向等を調査分析して、CISTEC

ジャーナルでご紹介しています。

5. 中小企業、大学向け支援事業の実施

CISTEC では、これまで、大学会員制度の開始や中小企業支援センターの設置などにより、輸出管理に関する知識・経験が浅い大学や中小企業向けの支援事業を行ってきました。27年度においても、以下のような事業を行いました。

○ HP の「大学の輸出管理」コーナーの充実

HP では、以前より「大学の輸出管理」コーナーを設け、官庁、大学、関係団体による関係資料等や、CISTEC ジャーナルの大学関連記事を掲載し、大学関係者の利便に供しています。

文部科学省が、昨年7月に発出した「大学等における安全保障貿易管理のための体制・意識啓発等について」において、CISTEC の HP が活用すべきサイトのひとつとして紹介されました。

○ 中小企業、大学での人材募集支援

これまで、大学での輸出管理人材募集を行う場合を想定して、その支援のために、CISTEC に登録した人材に募集情報を提供してきました。その実績は大学だけに留まらず、企業、公共法人等もあり、7年間の累計で72件に上り、その多くが採用に至っています。27年度には、企業向けを中心に10件の募集情報の提供を行いました(2月29日現在)。

○ 安全保障輸出管理関係資料集-大学・研究機関用-第2集の発行

過去5年間のCISTEC ジャーナルに掲載した「大学に関する記事」及び関連資料をまとめて収録した「安全保障輸出管理関係資料集-大学・研究機関用-第2集」及び「追補版」を発行しました。

○ 大学への支援の継続

(1) 大学会員制度、大学向け講師派遣の継続

平成21年3月にスタートした大学会員制度は順調に会員数を伸ばし、現在31大学となっています。学内セミナー等への講師派遣は27年度は15回となっています(2年29日現在)。

(2) 「輸出管理 DAY for ACADEMIA」への参加

大学・研究機関等における輸出管理啓発の促進のため開催されている「輸出管理 DAY for ACADEMIA」のパネルディスカッション「大学における濃淡管理の現状と課題」に報告者として参加しました。

6. アウトリーチセミナーへの協力、参加

これまで、経済産業省が実施するアジア地域でのアウトリーチ活動への協力や、アジア輸出管理セミナー、国際交流分科会による訪欧・訪米ミッションの派遣等の諸活動を通じて、CISTEC 活動の紹介、国際認知度向上に努めてきましたが、27年度は、以下のような国際セミナーの開催、講師の派遣等を行い、交流に努めました。

CISTEC を軸にした産官学の協力、交流を通じた輸出管理レベル向上の仕組みは、CISTEC モデルと呼ばれる程、国際的関心が高くなっており、CISTEC の認知度向上が、米国政府・欧州各国政府の規制にも参考にされるようになってきました。

○ Defense Exports Asia Pacific Conference への招請参加 (昨年 5 月)

シンガポールで開催された第 2 回 Defense Exports Asia Pacific Conference に CISTEC が講師として招請され、産業界の観点から、我が国制度概要と防衛装備移転三原則の概要について説明しました。

○ ” The WorldECR Awards 2015 ” の受賞 (昨年 6 月)

輸出管理専門誌である「WorldECR」6月号において”The WorldECR Awards 2015”という特集が生まれ、CISTEC が Export Controls Consultant of the Year という部門で一位という栄誉を獲得しました。

○ Quadrilateral US-ROK-Japan-China Nonproliferation and Nuclear Security Cooperation Dialogue への招請参加 (昨年 8 月)

韓国のソウルで開催された Pacific Forum CSIS 主催の Quadrilateral US-ROK-Japan-China Nonproliferation and Nuclear Security Cooperation Dialogue に CISTEC が講師として招請され、「Strategic Trade Controls」のセッションで、通過・積み替えの管理や輸出許可、犯罪捜査、強制執行などに焦点を当て、4ヶ国がいかなる協力が可能かといった点に関してプレゼンテーションを行いました。

○ BIS Update2015 への参加（昨年 8 月）

米国商務省産業・安全保障局（BIS）主催による年に一度の輸出管理セミナー（BIS Update2015）に CISTEC が参加し、米国の輸出管理制度に関する最新動向についての情報を収集し、米国再輸出規制（EAR）研修会にて「BIS Update2015 最新動向」として、その内容を紹介しました。

○ Workshop on Strategic Trade Controls in Phnom Penh への招請参加 （昨年 9 月）

カンボジアのプノンペンで開催された Pacific Forum CSIS と CICIP(Cambodian Institute for Cooperation and Peace)が共同で主催した Workshop on Strategic Trade Controls in Phnom Penh に CISTEC が講師として招請され、「Japan's Capacity-Building Effort」というタイトルで我が国における安全保障貿易管理にかかる種々のキャパシティビルディングの努力や工夫を、CISTEC の機能も含めて紹介しました。

○ WORLD ECR FORUM への招請参加（昨年 9 月）

米国のワシントン D.C.で開催された輸出管理専門誌である「WorldECR」が主催する WORLDECR FORUM へ CISTEC が招請され、「CISTEC の機能・役割及び日本の輸出管理」についてプレゼンテーションを行いました。

○ 訪米ミッションの派遣（昨年 1 1 月）

今回の訪問で、CISTEC の訪米ミッションで 6 回目を数え、米国政府関係当局及び産業団体（27 年度は Comp TIA を訪問）、関係企業（27 年度はボーイング社、GE を訪問）との関係も深まり、ミッションを丁寧かつ円滑に受け入れていただけた。まさに「継続は力なり」という言葉をミッションメンバーは改めて実感しました。今回は、特に日本の産業界も注目している、イラン経済制裁解除の行方や、米国輸出規制改革に関して、タイミング良く意見・情報交換ができ、日本の産業界にとっても有益な情報を入手いたしました。

また、その報告書は CISTEC ジャーナルに全文掲載され、広く産業界と情報共有することができました。

○ 台湾におけるアウトリーチセミナー主催（昨年 1 1 月）

台湾当局と CISTEC が共催し、台北において、産業界向けアウトリーチセミナーを開催しました。両国当局の担当幹部、双方の民間企業の輸出管理責任者が講師となり、多くの現地企業、進出企業と活発なやり取りが行

われるなど、台湾産業界の輸出管理レベルのさらなる向上に貢献しました。

○ 英国での IBC セミナーに参加（昨年 1 1 月）

英国のロンドンで毎年開催される欧米政府、主要企業、著名コンサルタント・法律事務所が参加する輸出管理セミナーに参加し、欧米の輸出管理最新情報を入手すると共に、輸出管理関係者とのグローバルなネットワーク構築に努めました。

○ INGEER(International Group of Export Regulations), Theory and Practice of Export Control (Balancing International security and International Economic Relations)に招請参加（昨年 1 1 月）

INGEER は神戸大学とフランスパリ南大学が共同で立ち上げた輸出管理の理論と実践を国際的に学術研究するグループで、今回、神戸大学で開催された第 1 回セミナーに CISTEC が招請され、CISTEC の役割、機能などについて紹介しました。

○ 訪アジアミッションの派遣（本年 1 月）

27 年度は CISTEC として初めてアジアミッションを派遣し、タイ、シンガポール、マレーシア、香港を訪問し、現地輸出管理事情調査を実施いたしました。

アジア地域への訪問は、その地域の重要性は認識しつつも、これまで実施にいたらなかったが、アジア諸国の輸出管理制度の構築・成熟もあり、経済産業省の多大なるサポートも得ることで、今回、ようやく実現することとなり、その結果、どの訪問国においても幹部が出席する歓待を受けました。

面談においては CISTEC についての活発な質問があり、日本独自の NGO である CISTEC の機能に対する関心の高さが窺えました。また、訪問国における輸出管理制度の動向や課題についても、事前送付した質問に対する回答を準備いただく等、訪問国側の配慮やメンバーによる活発な質疑応答等により、数多くの有益な情報を得ることができました。

今次のミッション派遣によって、CISTEC とアジア諸国の継続的な協力関係構築の第一歩を築くことに成功したと考えており、来年度以降もこの関係維持拡大のため、継続的なミッション派遣を検討します。

なお、この報告書についても CISTEC ジャーナルに掲載し、広く産業界と情報共有を図ります。

○ 第23回アジア輸出管理セミナーの開催（本年2月）

27年度のセミナーは、2月下旬に CISTEC 主催の下、AG、NSG、MTCR、WAの各レジーム代表者、国連1540委員会専門家等多彩な参加者を得て開催されました。今年はWA創設から20年目にあたるため、基調講演をWA代表者が行い、改めて創設の精神、これまでの歴史等を振り返り、未来へ向けて国際協力の重要性が強調され、23回目のセミナーとして成功裏に終了いたしました。